

障害者自立支援法訴訟の勝利を

めざす大阪の会ニュース No.4

発行：障害者自立支援法訴訟の

勝利をめざす大阪の会

責任：勝利をめざす会事務局

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22

きょうされん大阪支部内(06-6697-9144)

発行日：2009年7月2日

大阪地裁第三回公判～「被告のひどすぎる」主張への反論開始！

梅雨の晴れ間で真夏日となった6月25日(木曜)午前11時より、11時45分まで大阪地方裁判所2階202号大法廷において、障害者自立支援法訴訟・第3回口頭弁論期日(第3回公判)がありました。

今回、傍聴券抽選には、多くの方が並ばれ、抽選に漏れた方には、待機集会か、淀屋橋での宣伝行動に参加していただきました。

法廷の原告席には、第一次・第二次の原告の方たちがずらっと並び、傍聴席は、原告の家族や支援者で満席となりました。

今回から、二次原告の方たちが併合される旨の説明が裁判官からあったあと、大阪市の原告・堀口さんと吹田市の原告・金澤さんが意見陳述しました。言葉が不自由な堀口さんが、何度も練習した陳述書を一生懸命読む姿、第一次のアンカーとして登場の金澤さんが、力強く発言する姿はどちらも感動的でした。

弁護団から高江弁護士が、前回被告側から出された準備書面―「思っていた以上に信じがたい不当な内容」―に対して、特にひどすぎる憲法13条・14条に対する被告の主張への反論陳述を、怒りをこめて発言し、被告に対して釈明を求めました。

次回第4回期日8/25に続き、5回期日が10/15、6回期日が12/17と決まり終了しました。

障害者施策の後退に怒り・・・金澤柚子さん意見陳述



私は1か月余りで69歳になります。当初はこの年令と喘息で体調が安定しないこともあって、原告に加わることを躊躇しました。それでも障害者支援に利益負担をこのまま続けさせてはならないというやむにやまれない思いで加わらせていただきました。

私は生まれ付いての障害者です。30歳後半までは日常生活にさほど不自由を感じない障害者でした。それでも進学、就職など人生の岐路でいつも苦闘させられ、自殺を考えたこともありました。そんな中で欧米での進んだ障害者への社会支援を知り、日本での実現を願って障害者運動に飛び込んで43年になります。

紆余曲折はあっても障害者を取り巻く環境が確実に進歩してきたことを嬉しく思い、障害者運動に参加してきたことを誇りにしていました。

ところが、2000年の介護保険導入に続いて今回の自立支援法には大変なショックを受けました。少しずつ築いてきた障害者の「社会参加と平等」の道が大きく後戻りしたからです。

私はいま、入院時の個室代、付き添い費などとともに、携帯電話代とインターネット、ソフト購入、メンテナンスなどのパソコン関連費に苦しんでいます。私が今読んでいる原稿はパソコンがなければ書くことができませんし、私にとってはどれも生活と社会参加を支える必需品です。本来はこういった経費も無償で提供されてしかるべきなのに、利益負担はそれさえも私から取り上げようとしています。

私は障害基礎年金と父の恩給を受けていて、経済的には何とか兄夫婦に依存せずに生活ができていますが、蓄えは当面の生活費程度しかありません。生活は掃除・入浴・通院・リハビリを介護保険、生活介護通所施設、補装具給付を自立支援法と、双方からのサービスを利用しつつ、食事、洗濯、買物、車送迎をはじめ、薬服用、歯磨き準備など多種多様な支援を兄夫婦から受けています。家族からの自立からは程遠い現状です。

また私が大きな怒りを感じるのは、介護保険が自立支援法に優先するため高齢障害者はより重い負担を強いられることにあります。自立支援法が利用できるのは、限度額一杯利用か、介護保険にないメニューを利用するときだけなのに、介護保険は低所得者配慮が極

めて少ないので、重い負担を課せられることになり、結果として利用抑制が強まります。

私の兄夫婦は高齢で、どちらかが倒れたり、障害が重くなったりで私が自宅で暮らせなくなった時、高齢者施設はどこも300～500人待ちです。よしんば入れても個室代や食事費、水道光熱費などの高額な負担にとっても耐えられません。お先真っ暗です。なぜ年令による差別まで受けなければならないのでしょうか。

どうか私たち原告をはじめ全国の障害者、家族、関係者がこの裁判に託した熱い思いをお汲み取りの上、公正なご判断をいただきますよう裁判官の皆様をお願いいたします。

裁判官さんの真心を信じて・・・堀口克巳さん意見陳述

私は、足の痛みもあり、自力移動に時間がかかり、夜中に失便することがあります。ヘルパーの朝の介助時間枠は2時間だけとなっているので、ときには失便の後片付けだけで終わってしまい、朝食をとれないこともありました。私は普段とんでもないでかい、5Lのパンツをはいています。



トイレに行くまでに勝手にぬげるからです。一度で良いのでLサイズのパンツを履いて、女の子にもてたいです。失便しないように、腸の働きを止めるとしても怖いロペミンカプセルという薬を毎晩服用していますが、体調が悪い時は出ちゃう時もあります。

私は、年に数回、夜ベッドに入ろうとした時、バランスを崩して、床に仰向けに倒れてしまうことがあります。右の股関節がめっちゃ痛くて、その場では起き上がれなく、トイレの前に設置してある昇降機のところまで7メートルを2時間程度かかりゆっくりと移動します。昇降機の上に上半身を乗せて何とか左手で機械を上げて身体を起こします。翌日は睡眠不足で眠たいです。私は、夏の暑い日に冷蔵庫に冷たいドリンクが有るにも関わらず、自分では悲しいけれど取りに行く事すら出来ません。

私は、障害者自立支援法施行前は、リハビリに月1回程度はヘルパーに付いて行ってもらい、担当の理学療法士から家での生活の仕方などの指示を受けていました。支援法施行後は、加齢現象の影響もあり、以前よりも整形外科に行く回数が増えましたが、支給量の制限があるため、年に1回程度しかヘルパーにリハビリに付き添いで行ってもらえなくなっています。

私が、1か月に遣えるお金は10万8948円のみとなっています。これは日本国民最低の生活レベルよりも、2万円も少ないと聞いた事があります。私は、この収入で1か月の生活をしています。私は、障がいがあり、日本の障がい者雇用制度が整っていない現状では仕事をしようとしても働ける場所がなく、仮に作業所で作業をしたとしても1か月に幼稚園の子供にお小遣いを渡すような少ない額にしかありません。日本国民の中にはお金を余るほど、持っている人も居るのに、その人達から少しで良いので税金を高く取って障がい者基礎年金を上げて頂いたら、問題は解決すると思います。

私は、贅沢をしていません。免除を受ける前に支払っていた1か月1万2300円の自己負担分は私にとっては2週間分の食費代です。私は年2回、美味しい海老を食べたいと思って、一度黒門市場に行ったことがあります。値段が高いので、諦めて近くのスーパーへ行きました。私は、いつも国が勝手に決めた時間を気にしながらの生活を送らなければならないことにイライラしながら、また、障害者自立支援法が今後介護保険と統合され、時間が減る可能性があるという噂があり、このことにも不安を感じています。

最後に裁判官のみなさん、あなた方もいつ何時、障がい者になるか分かりません。障がい者で、夜中に失便してしまい、朝まで便の横で寝てみて下さい。絶対臭くて眠れません。看護師を呼んで片付けて頂いたら、交通機関がないためにタクシー代を請求されました。こんな馬鹿な話ってないと思います。私たちのことをよく考えて判決して下さい。よろしくお願い申し上げます。

<弁護団の主張>

原告らが求める訴訟形態の確認をしました(原告第二準備書面)

1. この訴訟で、原告らは自立支援法の利用者負担制度が違憲・違法であると主張しています。そして、すでに原告らが負担した金額について、国に対し、介護給付費を支給する決定を改めて行うようにも求めています(これを『義務付け訴訟』と言います。)

法律上、この義務付け訴訟には2つの類型が定められています(行政事件訴訟法3条6項)。その違いは、原告らが本件訴訟に先立って介護給付費の全額支給決定を求める法令に基づく申請をしたのか否かにあります。今回、原告らは介護給付費の全額支給決定を求める法令に基づく申請をしていることを確認しました。

2. また、原告らは、将来における介護給付費の支給決定に際しても、国が原告らに対して利用者負担させないことを確認を求めています(これを『地位確認訴訟』と言います。)。これに対して、国は原告らに利用者負担を求めた支給決定が違憲・違法であるかを裁判で判断すれば足り、それでこの問題は解決するのだから上記確認は不要であると主張しています。

しかし、それでは現在の自立支援法が存続する間、将来国が再び原告らに利用者負担を求めないという保証はどこにも無く、原告はその不安の中で生活を続けなければなりません。

そこで、原告らは、将来にわたって国が原告らに対して利用者負担をさせないことを裁判上確認する必要性が高いと主張しました。

障がい者施策について、国に広い立法裁量は認められない!

(原告第3準備書面①)

1. 国は、自立支援法が定める利用者負担の規定に関し、従来憲法25条において認められてきた立法裁量論を展開したうえで、違憲・違法はないと主張しています。これを簡単に説明すると、裁判所は法律を解釈・適用する機関に過ぎないので、国が現在の経済情勢の中で障がい者施策(福祉施策)にもっと国家予算を配分すべきだと、裁判所が国に代わって政策決定することはできないという理屈です。

2. これに対して、原告らは、そのような国の主張を許せば、障がい者の基本的人権(憲法13条)は、立法裁量の名の下に時の政策判断でいかようにも切り下げられてしまい不当であると国の主張を非難しました。

憲法13条は「すべて国民は個人として尊重される。・・・立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めて人格的な自由と生存を障がい者にも認めています。しかし、利用者負担制度は、そのような障がい者の人格的な自由と生存にふさわしい生活(たとえば、トイレや食事、入浴すること、外出したり他人と会ってコミュニケーションを取ること等)を制限するものに他なりません。障がい者が個人の尊厳にふさわしい生活をするのに介助や援助を求めるのは、憲法13条から導かれる『当然の権利』であり、特別な利益ではないことを裁判所には分かってほしいと訴えました。

そもそも、自立支援法は障害者基本法第1条が「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と定めていることを貫くものであると国会審議においても確認されていました。

3. このように、原告らは、国が利用者負担制度を憲法25条で問題とすれば足りると主張することに対し、憲法25条を解釈し実際に運用していくうえでは憲法13条、障害者基本法第1条を併せて

読み込む(立法裁量を狭める)必要があるとの理論を展開したのです。



障害のない人との関係で、不合理な差別を撤廃して!

(原告第3準備書面②)

1. 国は、「差別」とは同じ条件にある人との間で両者を区別する取り扱いをした場合を言うのであるから、自立支援法の利用者負担制度においては差別が問題となる余地はないと主張しています。つまり、自立支援法の利用者負担は障がい者へのみ適用のある制度であるから、障害のない人との差別は問題とならない(「分離すれど平等」と言っているのです)。

2. これに対して、原告らは、障がい者施策においては、障がい者が障害のない人と同様に、同じ社会環境の中で、普通に自分らしく生きられることを基本理念とし、絶えず障害のない人との関係で不

合理的な差別のないことを最大の価値基準としてきた(はず)と主張しました。

また、自立支援法は障害者基本法第3条2項が「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」と定め、同3項が「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定めたことに違反してはならないはず。原告らは障害者基本法の理念が自立支援法の定めの中で具体化され、生かされるべきものと主張しています。

(これに対して、国は障害者基本法は単なるお題目を定めたものでしかなく、法的な拘束性はないと主張していますが、障害者団体等に対して障害者差別禁止法を制定する必要がない理由として、国は障害者基本法第3条3項に法的な拘束力を認めることを繰り返し説明してきました。これは、明らかに国の自己矛盾です。)

国は障害者権利条約を尊重すべきである!(原告第3準備書面③)

国は、障害者権利条約はまだ国内で批准されていないので、これに法的な拘束力はないと主張します。

しかし、障害者権利条約の発効に至る経過を見れば、国はその趣旨に賛同してきたことは明らかであり、その趣旨は障害者基本法においても具体化されてきました。にもかかわらず、国はこの訴訟でその態度を翻して条約が未だに批准されていないという形式的な理由で条約違反を正当化しようとしています。原告らはこのような国の背信的な行為を許すことはできないと強く主張しています。

(弁護士・笠原麻央)

裁判に並行して宣伝行動にとりくみました

今回から公判の時間帯と並行して淀屋橋での宣伝行動を始めました。「こんな制度はどうしても納得できません!」と障害者自立支援法訴訟を起こし闘っていることを広く府民に知ってもらうためのとりくみの一つです。真夏のような日差しが照りつける中、大勢でビラ配布もできました。6名の方が交替でハンドマイクで話し、ビラの受け取りもよかったです。



報告集会には150人が参加

公判後の報告集会は、高江弁護士と青木弁護士が公判内容を報告。意見陳述をされた原告の二人から感想。「生活をもっと裁判官に見てほしいと思った。(意見陳述では)頭が真っ白になり緊張した。絶対勝ちたいので応援して下さい!」と堀口さん。「いっぱい言いたいことがあってなかなか文章がまとまらなかったが、弁護士さんと相談してなんとかまとめることができた。障害者運動で積み上げてきちものが壊されてしまったことが一番言いたかった。裁判官に障害者の実態をわかりやすく伝えていきたい」と金澤さん。泉本さん(大阪きょうされん副支部長)から「世間に訴えることが大事だと感じた」と宣伝行動の報告。兵庫のめざす会豊田さんから、「金澤さんと長年一緒に運動してきたので参加した。発言に元気づけられた」とエールが送られました。最後にきょうされん・広川さんが「わかくさでもHさんが原告となってから、地域での訴えで支援の輪が広がっている。5000人アピールをさらに広げよう」と締めくくりました。

原告交流会を開催しました

報告集会後、13時~15時まで、原告の皆さん、弁護団とめざす大阪の会事務局のメンバー30人(うち原告9名)で、お弁当を食べながらの和やかな雰囲気の中、懇談会を開催しました。

自己紹介のあと、青木弁護士が訴訟の今後の予定を含め「これからも原告の皆さんを主人公として進めていきたい。来年以降は、もっと生活実態を法廷で出してもらいたいので、裁判官にわかってもらうためのアイデアを出してほしい」と発言。辻川弁護士から第3次提訴も全国では20名を超えそうな様子と報告。このあと原告の皆さんから悩みや疑問を出してもらいながら、意見交換しました。

特に、原告が公判参加だけになっている、情報が入りづらくなっている、もっと主体的に関わりたいなど希望が出されました。最後に、次回8/25公判の意見陳述を、岡島さん・楯さんにしてもらうことと、次回以降も公判・報告集会後に懇談会を持つことを決め終了しました。

☆次回第4回公判 とき: 8月25日(火)午前11時より

ところ: 大阪地方裁判所2階202号大法廷